

津山圏域クリーンセンター 施設建設・運営事業

実施方針に対する質問・意見への回答

平成24年1月10日

津山圏域資源循環施設組合

No.	質問・意見の別	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容又は意見内容	質問又は意見に対する回答
1	質問	3	I	1	(5) カ ③ (ア)	廃棄物の受入業務	「廃棄物の受入業務（料金徴収代行を含む）」とありますが、 ①事業者が行う業務は受入窓口での処理手数料收受代行に係るものとし、後納料金徴収業務（債権未回収リスクを含む）は貴組合所掌と理解してよろしいでしょうか。 ②廃棄物の「搬入量実績データ（月別・時間別搬入量、搬入車別データ等）」を入札公告時にお示しください。	①ご理解のとおりです。 ②入札公告時に示します。
2	質問	4	I	1	(5) ク ③	売電収入	③売電収入 電力販売の契約者は、組合様あるいはSPCのどちらをお考えでしょうか。	入札公告時に示します。
3	質問	4	I	1	(5) ク ③	売電収入	③売電収入 「本施設で発電した電力の余剰分に対する売電収入については、その一部を民間事業者の収入とする。」とありますが、「一部」とはどの程度の割合をお考えでしょうか。（例：50%）	入札公告時に示します。
4	意見	4	I	1	(5) ク ③	売電収入	売電収入の一部が民間事業者の収入とされていますが、売電量はごみ質やごみ量によって変動幅が大きく、また社会情勢や法制度によって売電単価が大きく変動することから、売電収入の変動リスクは大きいものと考えられ、かつそのリスクは民間事業者がコントロールできるものではないことから、売電収入は全額貴組合の収入としていただくか、民間事業者の収入とする割合を低く設定していただけるようご検討願います。	入札公告時に示します。
5	質問	6	II	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール	入札書の提出は提案書の受付時と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	質問	6	II	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール	入札参加者によるプレゼンテーション、技術対話等は無いためと理解してよろしいでしょうか。	概略提案に関するヒアリング、提案書に関するプレゼンテーション等を想定しています。詳細は入札公告時に示します。
7	質問	7	II	3	(1) エ	入札参加者の構成等	「落札者のすべての構成員は、SPCに対して出資を行うものとし、・・・」とありますが、建設企業のうちの1社が100%出資でも可と理解してよろしいでしょうか。	建設企業が、設計企業①、運営企業を兼ねるとともに、他に構成員が存在しない場合は、1社による100%出資となります。 なお、実施方針7ページのII3(2)にある「なお、イ項・ウ項・エ項について複数の項の要件を満たすものは、当該複数の項の業務の実施企業を兼ねることが可能である。」は、「なお、イ項・ウ項・エ項・オ項について複数の項の要件を満たすものは、当該複数の項の業務の実施企業を兼ねることが可能である。」とします（オ項を追加します。）。ただし、設計企業②は設計専門企業となるため、建設企業や運営企業と兼ねることはできません。
8	意見	7	II	3	(1) エ	入札参加者の構成等	SPCを設立することで、設立費用等の負担が増す場合もございます。SPCを設立するか否かは入札参加者が選択できる柔軟な方式をお願いします。	実施方針に示したとおりとします。
9	意見	7	II	3	(1) エ	入札参加者の構成等	「落札者はSPCを仮契約締結時までに本組合構成市町内において設立するものとする。」とありますが、運営期間においては本施設内にSPCを本店登記することを認めていただきますようお願いいたします。 （本施設内に本店登記することで、事務所設置費用等が不要になり、貴組合の支出額削減（事業費の削減）が可能となります。また、貴組合に何らかの法的拘束を与えるものではありません。）	入札公告時に示します。
10	質問	8	II	3	(2) イ ①	入札参加者の参加資格要件	「熱回収施設のプラントの設計を実施する企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の要件を全て満たしたストーカ方式の設計実績を2件以上有すること。」とありますが、記載がある以下の4点の内容を全て満たした1施設を2件以上有することとの理解でよろしいでしょうか。 ・20年以上の稼働の実績 ・100t/日以上（50t/日以上×2炉）かつ全連続炉の実績 ・1炉1系列あたり90日連続安定稼働の実績 ・ボイラータービン式の発電設備付きかつ2炉以上構成の実績	入札公告時に示します。

No.	質問・意見の別	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容又は意見内容	質問又は意見に対する回答
11	質問	8	II	3	(2) イ ② エ ②	入札参加者の参加資格要件	熱回収施設のプラントの設計（建設）を実施する・・・以下の要件をすべて満たしたストーカ方式の設計（建設）実績を2件以上有すること。とありますが、各条件の実績が各2件以上あれば、よろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
12	質問	8	II	3	(2) エ	入札参加者の参加資格要件	「熱回収施設のプラントの建設を実施する企業にあっては、・・・さらに、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の要件を全て満たしたストーカ方式の建設実績を2件以上有すること。」とありますが、記載がある以下の4点の内容を全て満たした1施設を2件以上有することとの理解でよろしいでしょうか。 ・20年以上の稼働の実績 ・100 t / 日以上 (50 t / 日以上 × 2 炉) かつ全連続炉の実績 ・1 炉 1 系列あたり 90 日連続安定稼働の実績 ・ボイラータービン式の発電設備付きかつ 2 炉以上構成の実績	入札公告時に示します。
13	質問	8	II	3	(2) エ	入札参加者の参加資格要件	複数の企業が建設企業となる場合は、建設工事共同企業体を結成するものと理解してよろしいでしょうか。（例：建屋の建設企業と熱回収・リサイクル施設のプラントの建設企業）	ご理解のとおりです。
14	質問	8	II	3	(2) エ	入札参加者の参加資格要件	建屋の建設を実施する企業は、SPC への出資義務はないものと理解してよろしいでしょうか。	建設企業は全て構成員であり、SPC への出資義務があります。
15	意見	8	II	3	(2) エ	入札参加者の参加資格要件	複数の企業で構成する「建設工事共同企業体」を結成する場合、異業種の建設工事共同企業体となりますので、乙型としていただくか、もしくは、甲型・乙型の判断は入札参加者に委ねるものとしていただくようお願いいたします。	甲型JVを想定しています。
16	意見	8	II	3	(2) エ	入札参加者の参加資格要件	熱回収およびリサイクル施設のプラントの建設を実施する企業とは異なり、建屋の建設を実施する企業は実質的に運営・維持管理業務の負担は少ないものと考えます。したが、建屋の建設を実施する企業については、SPC への出資義務を課さないようお願いいたします。	実施方針に示したとおりとします。
17	質問	9	II	3	(2) オ	入札参加者の参加資格要件	「運営企業は、次の①から③の要件をすべて満たしていること。」とありますが、建設企業が①から③の要件を全て満たしていれば、建設企業が運営企業を兼ねることは可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、実施方針7ページのII3(2)にある「なお、イ項・ウ項・エ項について複数の項の要件を満たすものは、当該複数の項の業務の実施企業を兼ねることが可能である。」は、「なお、イ項・ウ項・エ項・オ項について複数の項の要件を満たすものは、当該複数の項の業務の実施企業を兼ねることが可能である。」とします(オ項を追加します。)。ただし、設計企業②は設計専門企業となるため、建設企業や運営企業と兼ねることはできません。
18	意見	10	II	4	(2) イ	入札書類審査	採点基準、採点方法は可能な限り明瞭にしていたが、入札公告時に公表願います。	入札公告時に示します。
19	意見	22	別紙3	リスク分担表(案)	共通 建設段階	物価変動リスク 費用増大リスク	リスク分担表において、本施設の供用開始前の物価変動リスクは事業者の負担、貴組合が指示する要求水準書の変更による工事費の増大以外の要因による費用増大リスクについても事業者の負担となっておりますが、公共工事標準請負契約約款のスライド条項と同様に、以下の場合においては、建設工事契約の請負代金額の変更に応じていただきますよう、ご検討願います。 ・賃金水準又は物価水準の変動により、請負代金額が不適当となった場合。 ・特別な要因により主要な工事材料の価格が著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となった場合。 ・予期することのできない特別な事情により、急激なインフレーションを生じ、請負代金額が不適当となった場合。	入札公告時に示します。

No.	質問・意見の別	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容又は意見内容	質問又は意見に対する回答
20	意見	22	別紙3	リスク分担表(案)	共通	物価変動リスク	<p>物価変動リスクにつきまして、「本施設の供用開始後のインフレ/デフレ」に係るリスクの分担は、貴組合「○」、事業者「△」となっており、これは何らかのルールに基づき委託費の改定をしていただけることを想定されているものと推察いたしますが、他事例を見ますと物価変動を確認する際、消費者物価指数等の単一指標のみで委託費を改定するケースが散見されます。</p> <p>本事業は、長期にわたる事業であり、多種多様な変動要素が考えられる為、単一指標のみで物価変動を判断してしまうと、受発注者双方に多大なリスクが生じかねません。ついては下記(例)に示すような複数インデックス用いて委託費を改定するルールを採用いただけないでしょうか。</p> <p>(例)①各種インフラ：「国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道」等 ②維持管理費：「国内企業物価指数/一般機器」 ③電気基本料金：「電気基本料金」 ④人件費：「毎月勤労統計調査現金給与指数/調査産業計」 ⑤電気・水道従量料金：「電気料金単価及び水道料金単価」 ⑥燃料費：「国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/燃料油」 ⑦薬品費「国内企業物価指数/化学工業製品/無機化学工業製品」 ⑧その他経費：「企業向けサービス価格指数/総平均」等が考えられます。</p>	入札公告時に示します。
21	意見	22	別紙3	リスク分担表(案)	共通	不可抗力	<p>注3に「不可抗力の場合、事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。」とありますが、過大な負担とならないようご配慮願います。(過大なリスクの負担は建設・運営コストの増大に繋がります。リスクが発現しなかった場合、当該費用は事業者の過大な利益となり、公共の利益を損なうこととなります。)</p> <p>公共工事標準請負契約約款の天災不可抗力条項に準じ、事業者側の負担の上限を「1%」またはそれ以下としていただきますよう、ご検討願います。</p>	入札公告時に示します。
22	意見	22	別紙3	リスク分担表(案)	運営段階	受入廃棄物の品質リスク	<p>注4に「要求水準書に示すごみ質の範囲内の変動は、事業者が負担する。」とありますが、要求水準書に示すごみ質の範囲内であっても、ごみ質の実績に応じて運営費のうちの変動料金を変額する仕組みを導入していただくことで、ごみ質に見合った適切な運営費をご提示できますので、ご検討願います。</p> <p>例えば、基準ごみを中心として一定の範囲の変動リスクについては事業者の負担とし、それを越えた場合のリスクについては貴組合とすることなどが考えられます。</p>	実施方針に示したとおりとします。
23	意見	22	別紙3	リスク分担表(案)	運営段階	受入廃棄物の量の変動リスク	<p>注5に「事業者は契約した固定料金及び変動料金で業務を遂行しなければならない。」とありますが、変動料金はごみ量に比例する部分と、発電量のように比例しない部分がありますので、例えば、計画処理量に対して一定量以下の変動は事業者のリスクとし、それを越えた場合は貴組合のリスクとすることをご検討願います。</p>	実施方針に示したとおりとします。
24	質問	23	別紙4	設計・建設・運営業務主体			<p>最終処分場や還元施設及びその他外構は業務主体がすべて本組合となっておりますが、今回の事業内容には含まれないと理解してよろしいでしょうか。また、その場合今後の事業見通しをご教示下さい。</p>	原則、最終処分場、還元施設、その他外構(本施設用地外)の設計、建設、運営は本組合の事業範囲ですが、最終処分場においては、計量や案内(開錠・施錠含む)、管理棟への監視設備の整備等一部事業範囲に含む予定です。詳細は入札公告時に示します。
25	質問	24	別紙5	運営業務範囲について			<p>別紙5の図中に、最終処分場への場内運搬について貴組合の所掌を示す矢印の記載がありますが、貴組合所掌の場内運搬業務とは、直接最終処分場の搬入→計量→最終処分場への運搬業務と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>また、最終処分場への搬入物の計量、搬入可否判断、料金徴収代行は事業者の業務範囲となっておりますので、直接最終処分場の対象物およびその搬入頻度をご教示願います。</p>	前段の搬入車両の流れはご理解のとおりですが、計量は、事業範囲を予定しています。詳細は、入札公告時に示します。
26	質問	24	別紙5	運営業務範囲について			<p>注1に「計量施設は最終処分場と兼用とするため、…最終処分場の開場と施錠は事業者の業務範囲とする。」とありますが、ここに規定されていない業務に関しましては、貴組合所掌と理解して宜しいでしょうか。(例えば、夜間・休日等の施設防犯及び監視、困障の維持管理等)</p>	例示の夜間・休日等の施設防犯及び監視、困障の維持管理は組合所掌を想定していますが、管理棟への監視設備の整備等を事業範囲に含む予定です。詳細は入札公告時に示します。